

薬事法第一条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（案） 新旧対照表

○薬事法第一条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第1 1～1104 (略) <u>1105 気管支サーモプラスティ用カテーテルシステム</u>	別表第1 1～1104 (略) (新設)
別表第2 1～1803 (略) <u>1804 経皮的血管内弁カッタ付カテーテル</u>	別表第2 1～1803 (略) (新設)